

宝塚市で起業してみませんか？

特定創業支援等事業のご案内

※創業前または、創業後5年未満の方が対象になります



＼受けられる支援メニュー／

登記にかかる 登録免許税の減免

株式会社・合同会社の場合、税額が資本金の 0.7% ⇒ 0.35% へ！

株式会社の最低税額の場合は 15万円 ⇒ 7.5万円

合同会社の最低税額の場合は 6万円 ⇒ 3万円。

創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の6か月前から利用することが可能です。

貸付利率の引き下げ

日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率を引き下げて、利用することが可能となります。



支援メニューを受けるためには

step1 特定創業支援等事業の受講

- ・商工会議所主催の創業セミナーの受講
- ・商工会議所による経営指導
- ・関西広域連合が運用するeラーニングの受講

step2 特定創業支援等証明書の発行

- ・商工勤労課の窓口にて証明書を発行します

支援を検討されている方は、まず商工勤労課までお問い合わせください！

宝塚市役所
商工勤労課

☎ 0797-77-2011

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

✉ m-takarazuka0066@city.takarazuka.lg.jp